

料金表

令和 8 年 4 月 1 日現在

(1) 基本料金

①通所リハビリテーション費 1日につき

(要介護認定による要介護の程度および利用時間によって単位が異なります。)

[1時間以上2時間未満] 《通常規模事業所》

・要介護 1	3 6 9 単位
・要介護 2	3 9 8 単位
・要介護 3	4 2 9 単位
・要介護 4	4 5 8 単位
・要介護 5	4 9 1 単位

② 介護予防通所リハビリテーション

・要支援 1	2, 2 6 8 単位
・要支援 2	4, 2 2 8 単位

(2) 加算

① 通所リハビリテーション

・リハビリテーションマネジメント加算イ	1月につき(6月以内)	5 6 0 単位
	1月につき(6月超)	2 4 0 単位
・リハビリテーションマネジメント加算ロ	1月につき(6月以内)	5 9 3 単位
	1月につき(6月超)	2 7 3 単位
・事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	1月につき	2 7 0 単位
・短期集中個別リハビリテーション実施加算	1日につき	1 1 0 単位
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	1日につき(週2回限度)	2 4 0 単位
・短期集中個別リハビリテーション実施加算	1月につき	1 1 0 単位
・科学的介護推進体制加算	1月につき	4 0 単位
・事業所が送迎を行わない場合	片道につき	- 4 7 単位
・退院時共同指導加算	1回につき	6 0 0 単位

② 介護予防通所リハビリテーション

・利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間

要支援 1 - 2 0 単位

要支援 2 - 4 0 単位

・退院時共同指導加算	1回につき	6 0 0 単位
・科学的介護推進体制加算	1月につき	4 0 単位

※区分支給限度基準額について 区分支給限度基準額を超えた単位数については、自費請求いたします。

(4) 支払い方法 当施設が定める支払い方法となります。

(5) 施設利用料の減額・免除 「生活保護受給者」の方は、当施設利用料金の減額・免除対象者となる場合もあります。その際、当施設の担当者が預金通帳や各種保険証書などの確認も行うことになります。詳しくは、支援相談員にご相談下さい。